

## (4) 退院後

### 1 : 病院から



#### 1) 実施内容

- ① 退院後も引き続き口腔ケアが必要な場合は、担当医は「診療情報提供書A(治療後・退院時)」に記載する。
- ② 担当医は、退院後も地域歯科医院を受診し、継続して通院する必要があることを患者に説明し、「診療情報提供書A(治療後・退院時)」を患者が地域歯科医療機関に持参する。
- ③ 患者の状態の変化などにより、口腔ケアの内容の変更が必要な場合は、地域歯科医院に文書などにより連絡をする。

【診療情報提供書A(治療前・治療後・退院時)】

#### 2) 注意事項

- ① 「診療情報提供書(治療後・退院時)」を記載する場合は病名、術式、がんの状態、今後の治療予定について記載する。
- ② 必要があれば、口腔ケア・アセスメントシートを添付する。

### 2 : 地域歯科医院から



#### 1) 実施内容

- ① 退院後、歯科処置の継続の必要がある場合、治療を再開する。

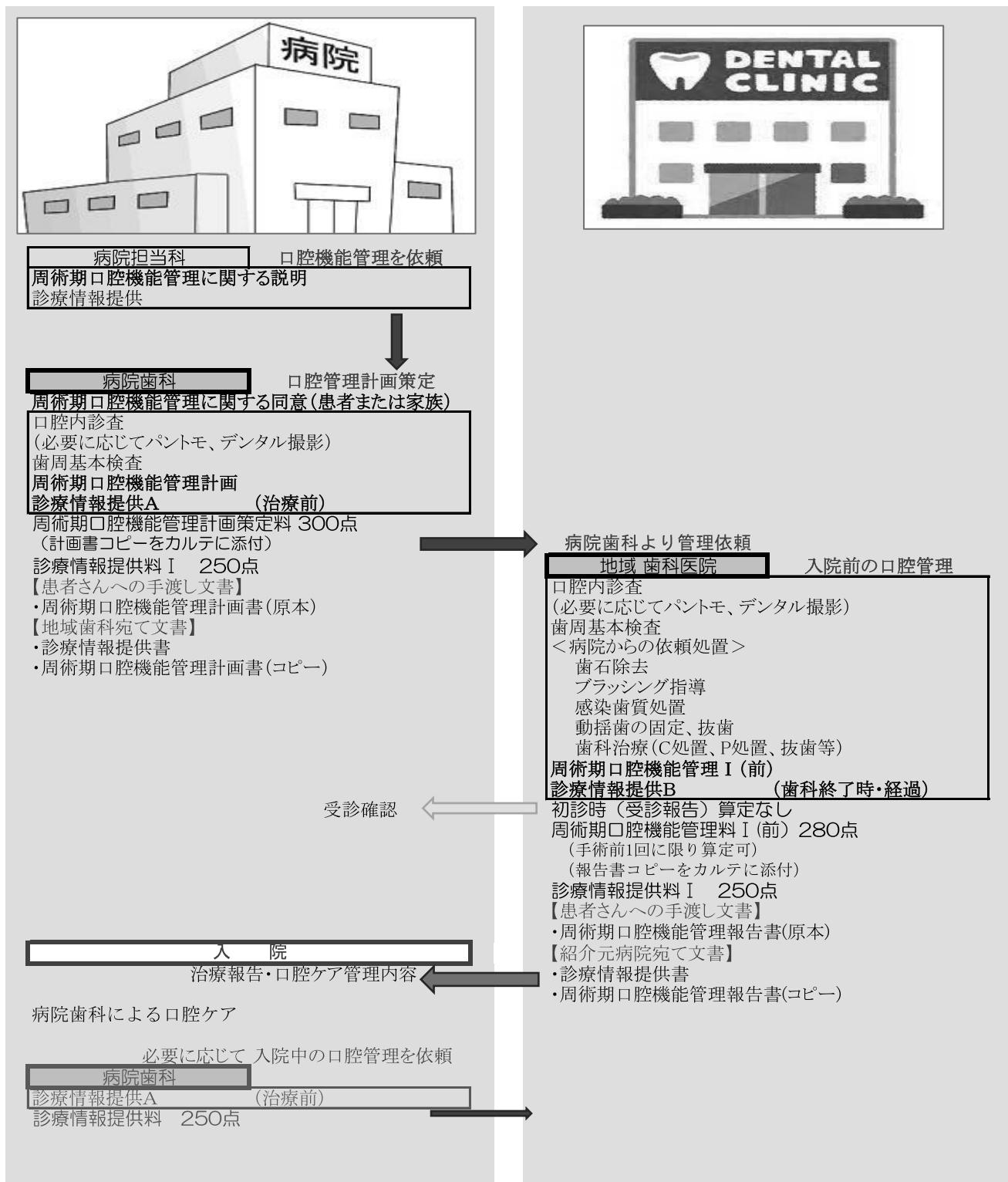
#### 2) 注意事項

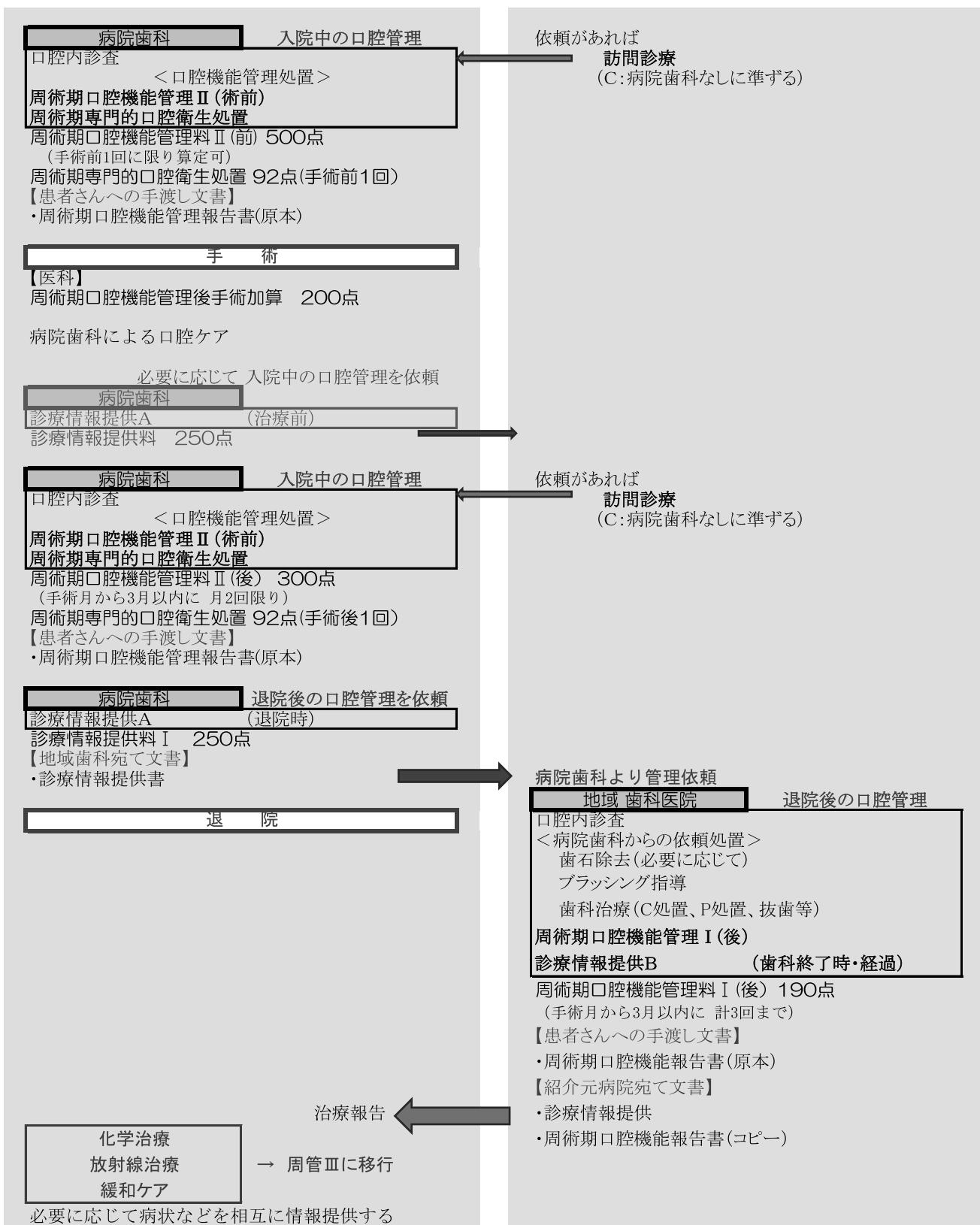
- ① 患者のプライバシーに最大限の配慮をし、DVD講習で研修した良好なコミュニケーションスキルを実践する。
- ② 病院からの診療情報提供書Aに基づき、担当医との連絡を密にして処置を行い、受診報告書を作成し、患者が病院に持参する。
- ③ 退院後、がん診療(化学療法や放射線治療など)が継続する場合はDVD講習の内容に基づいて歯科処置をおこなう。
- ④ 必要に応じ「診療情報提供書B(歯科終了時・経過)」を作成し、患者が病院へ持参する。

【診療情報提供書B(歯科終了時・経過)】

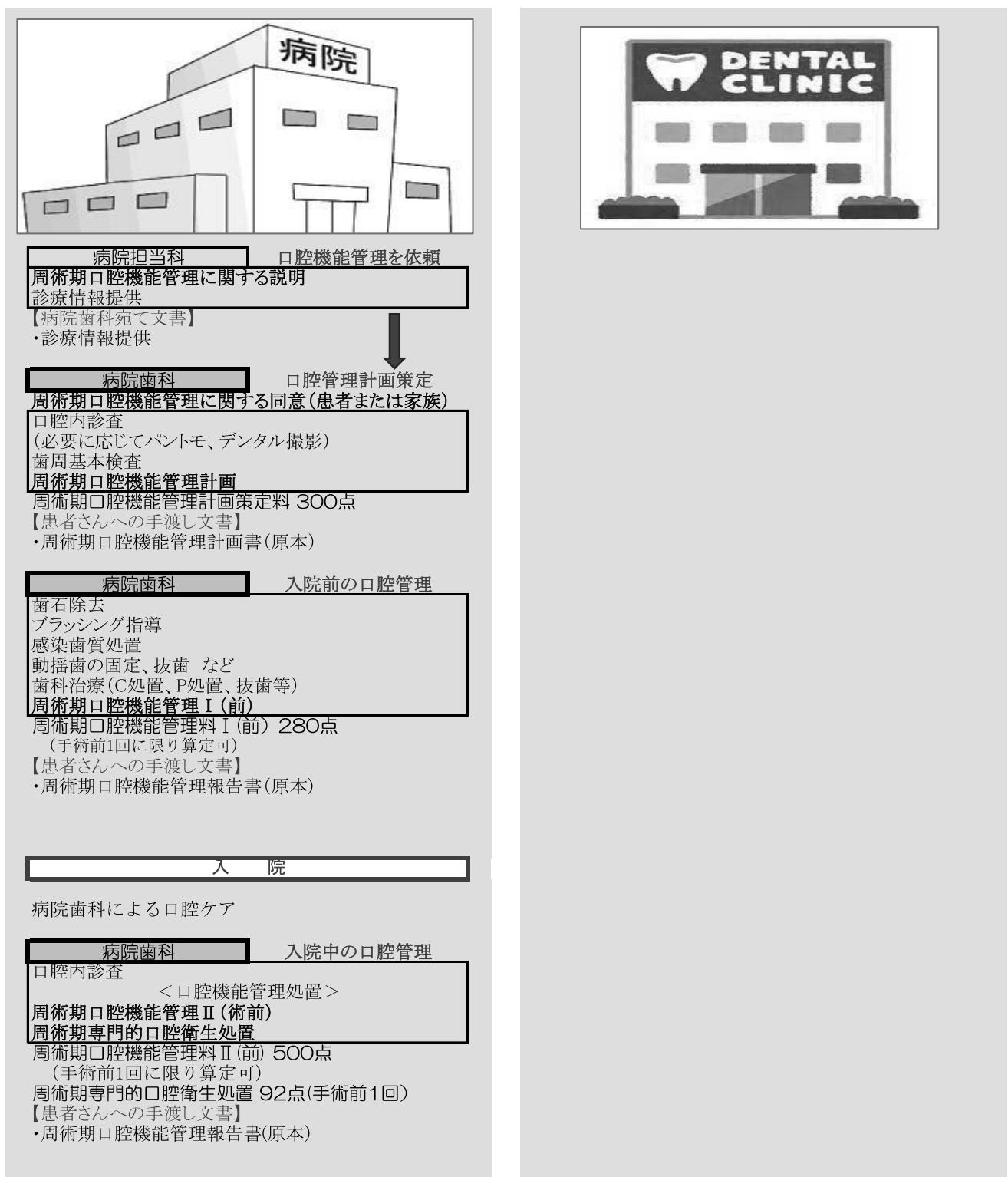
## 《2》 連携のチャート図

(1) 連携 1-A:がん診療病院（病院歯科あり）と地域歯科医院との連携





(2) 連携 1-B: がん診療病院（病院歯科あり）の院内で連携



## 手 術

【医科】

周術期口腔機能管理後手術加算 200点

病院歯科による口腔ケア

病院歯科

入院中の口腔管理

口腔内診査

<口腔機能管理処置>

周術期口腔機能管理 II (術前)

周術期専門的口腔衛生処置

周術期口腔機能管理料 II (後) 300点

(手術月から3月以内に 月2回限り)

周術期専門的口腔衛生処置 92点(手術後1回)

【患者さんへの手渡し文書】

- ・周術期口腔機能管理報告書(原本)

## 退 院

病院歯科

退院後の口腔機能管理

口腔内診査

歯石除去(必要に応じて)

ブラッシング指導

歯科治療(C処置、P処置、抜歯等)

周術期口腔機能管理 I (後)

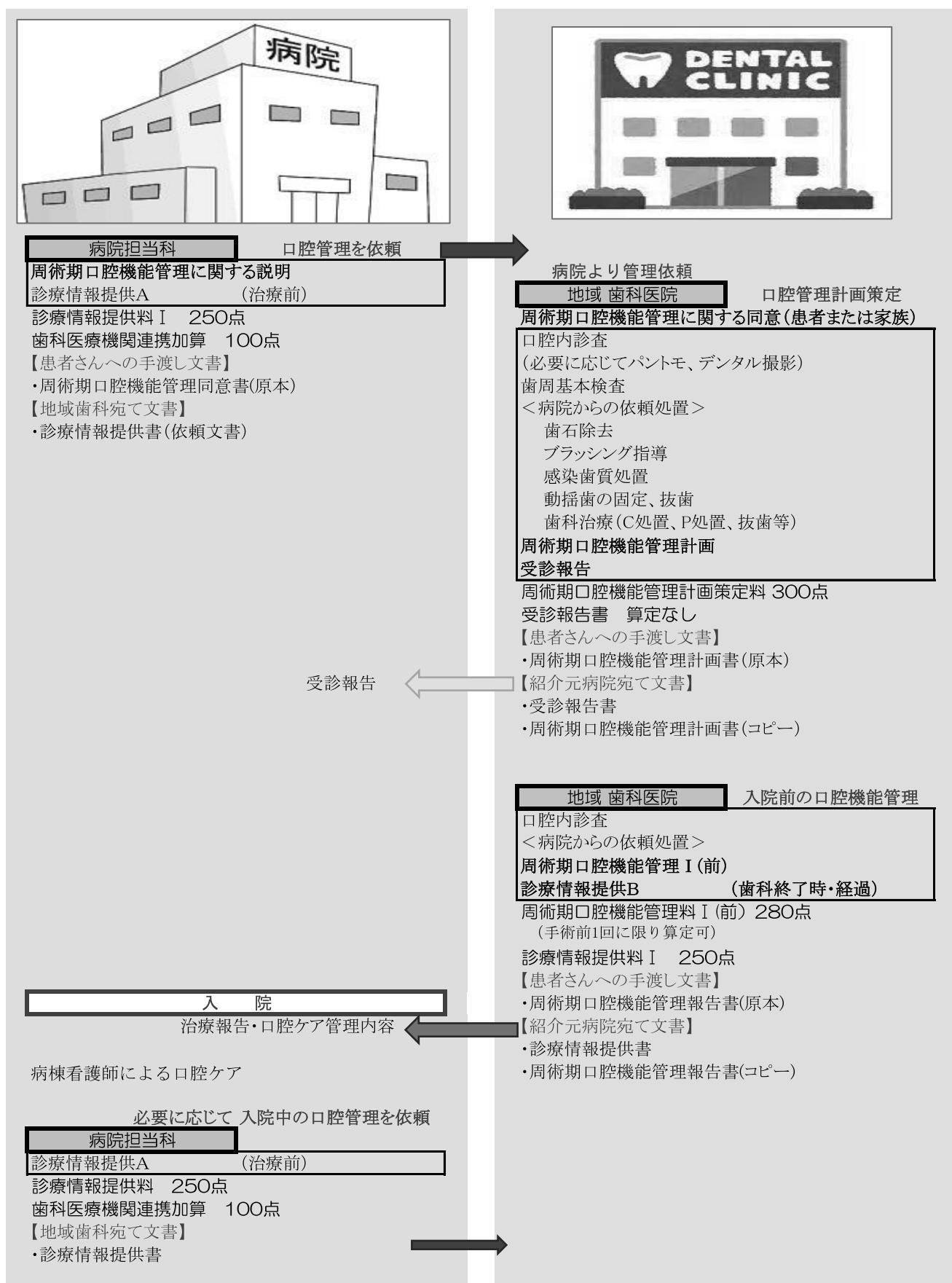
周術期口腔機能管理料 I (後) 190点

(手術月から3月以内に 計3回まで)

【患者さんへの手渡し文書】

- ・周術期口腔機能管理報告書(原本)

(3) 連携 1-C: がん診療病院（病院歯科なし）と地域歯科医院との連携





#### 4. 連携2 化学療法、頭頸部放射線治療、緩和ケアの場合

##### 《1》 一般的な流れ

(病院により、また、がん診療の内容により「流れ」は変わります。)



周術期口腔機能管理の説明（同意）

診療情報提供書を作成

受診する地域歯科医療機関の決定



患者が受診する地域歯科医療機関へ予約

（診療情報提供書を持参）

口腔機能管理計画の策定

入院前の口腔機能管理処置

診療情報提供書を作成

（患者が病院に持参）

##### 入院、治療実施

病棟看護師による口腔ケア

（必要に応じて入院中の口腔管理を依頼）

退院時に地域歯科医院に情報提供

治療が長期にわたる場合は、必要に応じて地域歯科医療機関と連絡を取り情報を共有するよう努める

（退院後）

口腔ケアや治療の継続



## (1) 治療や緩和ケアをおこなう病院で



### 1) 実施内容

- ① 術前に口腔ケアの有用性を説明し、口腔機能管理の同意を得る。
- ② 担当医あるいは看護師等が患者と相談し、地域歯科医院を選定する。
- ③ 担当医は「診療情報提供書A(治療前)」(歯科処置の依頼)を記載する。
- ④ 担当医あるいは看護師等は、患者に地域歯科医院の予約をとることを説明し、「診療情報提供書A(治療前)」を患者が地域歯科医療機関に持参する。

説明書 周術期口腔機能管理について

説明書 がん治療前からの口腔ケアのすすめ

**患者提供文書** 周術期口腔機能管理 同意書

### 【診療情報提供書A(治療前・治療後・退院時)】

### 2) 注意事項

- ① 患者には早急に歯科医療機関の予約をとり、なるべく早く受診するように説明する。
- ② 予約をとる際は、病院から紹介による予約であることを伝えることも説明する。
- ③ 入院治療の場合は入院予定日および治療開始日を明記する。
- ④ 通院治療の場合は、治療の予定、予測される状況や歯科医療機関への要望など、歯科治療や口腔ケアにおいて必要な情報を共有するよう診療情報提供書を活用する。  
(化学療法の場合は、薬剤・投与内容・予定日の情報が必要となる)  
(放射線療法の場合は、開始日・予定日・回数の情報が必要となる)

## (2) 連携歯科医院で



### 1) 実施内容

- ① 「診療情報提供書 A(治療前)」に記載の依頼事項を確認する。
- ② 口腔内診査をおこなう。(歯周基本検査、パノラマ撮影等)
- ③ 依頼事項を参考に「周術期口腔機能管理計画書(化学療法・放射線治療・緩和ケア)」を作成し、患者に渡す。
- ④ 「受診報告書」を作成し、患者が病院に持参する。
- ⑤ 歯科処置の終了後、「周術期口腔機能管理報告書」を作成し、患者に渡す。
- ⑥ 歯科処置の終了後、「診療情報提供書 B」を作成し、患者が病院に持参する。
- ⑦ 歯科処置が長期にわたる場合は病院と適宜連絡をとり、診療情報提供書を活用するなど情報を共有するよう努める。

情報提供

受診報告書

患者提供文書

周術期口腔機能管理計画書（化学療法・放射線治療・緩和ケア）

患者提供文書

周術期口腔機能管理報告書

### 【診療情報提供書 B (歯科終了時・経過)】

### 2) 注意事項

- ① 患者の気持ちやプライバシーに最大限の配慮をし、DVD 講習で研修した内容を実践する。
- ② 入院治療の場合は、入院日までに実施可能な処置を行う。
- ③ 入院日までに実施できなかった内容については終了時の診療情報提供書 B にわかりやすく記載する。
- ④ 通院治療の場合は、患者の体調や状況に十分配慮し、予約の変更等にも柔軟に対応して治療をおこなう。
- ⑤ 連携がスムーズに行われるよう診療情報提供書を十分に活用し詳しく記載する。
- ⑥ 歯科処置を行うにあたって不明な点がある場合は、診療情報提供書 A に記載してある病院の担当者もしくは部署に問い合わせる。